

山梨市公開型及び統合型 GIS
構築・運用保守業務委託
仕様書

企画推進課

令和7年7月

1	基本事項	3
1.1	業務の名称	3
1.2	調達目的	3
1.3	システム化範囲	3
1.4	本業務の範囲	3
2	本調達の要件	4
2.1	履行期間	4
2.2	成果物	4
3	業務要件	5
3.1	本システムの初期構築作業	5
3.1.1	全体計画	5
3.1.2	各種主題データ整備・調整	5
3.1.3	システム要件整理及び環境構築	6
3.1.4	ネットワークや端末設定等の利用環境の整備	6
3.1.5	システムの初期セットアップ	7
3.2	本システムの提供	7
3.2.1	基本要件	7
3.2.2	機能要件	7
3.2.3	非機能要件	7
3.3	運用・保守	7
3.3.1	運用・保守体制	7
3.3.2	運用・保守実施内容	8
4	プロジェクト体制	8
5	会議体運営	10
6	研修	10
7	テスト	10
7.1	サービス提供における取扱い	10
7.2	テスト計画書の作成	10
7.3	テストに係る要件	11
7.3.1	受託者が実施するテスト	11
7.3.2	当市職員が主体となって実施するテスト	11
8	スケジュール	11
8.1	サービス開始日（システム本稼働日）	11
8.2	作業スケジュール	11
9	追加要望・提案	12
10	その他	12
10.1	運用支援	12
10.2	貸与品	13
10.3	機密保護・個人情報保護	13
10.4	不適合責任	14

10.5 契約期間終了時のデータの引継ぎ.....	14
10.6 法令等の遵守	15
10.7 協議.....	15
10.8 完了検査.....	15
10.9 提出書類.....	15
10.10 成果品の帰属.....	16

1 基本事項

1.1 業務の名称

山梨市公開型 GIS 及び統合型 GIS 構築・運用保守業務（以下「本業務」という。）

1.2 調達の目的

本市が保有する地図情報を一元的に管理、活用できる統合型 GIS を更新し、広く庁内で利用可能にするとともに、市民や事業者が来庁しなくても必要な地図情報を確認できる公開型 GIS を導入することで、地図情報の相互利用のさらなる拡大を図り、窓口対応業務の削減やオープンデータとしての二次利用を可能にするなど、職員の業務効率化及び市民の利便性向上に寄与することを目的とする。

1.3 システム化範囲

システム化範囲は、セキュリティが担保されたクラウド環境の中において提供されている GIS サービスを通じて、発注者が保有する各種地図情報をインターネット上で閲覧者に提供する環境を提供することである。

本業務で構築するシステムは、以下により構成されるものとする。

- ①公開型 GIS：インターネット ASP 方式の市民向け GIS(市民及び事業者等の利用を想定)
- ②統合型 GIS：LGWAN - ASP 方式の庁内向け GIS(職員の利用を想定)

なお、本市の庁内ネットワークについては、現在は LGWAN を中心とした構成（ α モデル）だが、将来的にはゼロトラスト化を目指していることから、これに対応可能なシステムであることが望ましい。

1.4 本業務の範囲

本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本システムの初期構築作業
 - ・ 全体計画
 - ・ 各種主題データ整備・調整
 - ・ システム要件整理及び環境構築
 - ・ ネットワークや端末設定等の利用環境の整備
 - ・ システムの初期セットアップ
 - ・ テストの実施及び当市職員によるテスト実施への支援
- (2) 本システムの提供
- (3) 本システムの運用・保守
- (4) システム導入に係るプロジェクト管理
- (5) 会議体運営
- (6) 研修

なお、本仕様書に基づく調達の過程で明らかとなる作業及び受注者が提案時に必要とした作業は、原則、本業務の範囲とする。

2 本調達の要件

2.1 履行期間

- (1) 本システムの初期構築作業
契約締結日から令和8年3月2日まで
- (2) 本システムの提供
本稼働の開始日令和8年3月3日から令和13年2月28日まで
なお、履行期間満了時については、必要に応じて契約更新をする場合がある。

2.2 成果物

- (1) 成果物は他に指定のない限り、履行期間終了日までに発注者に提出し、確認を受けること。
- (2) 成果物としての書類はA4用紙に印刷できる形式とすること。
- (3) 成果物は電子ファイルで提出することとし、PDF形式およびMicrosoft Office 2010 (Word、ExcelまたはPowerPoint) 以降のOpenXML形式とすること。
- (4) 成果物として次の資料と必要に応じて補足資料を提出すること。
 - (ア) 業務実施計画書、作業工程表
本資料は、契約締結後、作業着手までに発注者に提出し承認を受けること。
 - (イ) 設計書 (システムセットアップ内容を記載した資料)
 - (ウ) テスト報告書
 - (エ) 研修資料
 - (オ) 操作マニュアル
 - ・ 運用担当者向けおよび利用者向けそれぞれについて、詳細版および簡易版を用意すること。
 - ・ 機能改善等により機能が更新されたときは、必要に応じマニュアルの改訂を行うこと。
 - ・ テスト開始日までに納品すること。
 - (カ) 定期報告
以下の項目について、運用状況を発注者に報告すること。本業務終了後も本システム運用期間中においては、4半期に1回の報告を継続して実施すること。

図表 1 定期報告項目一覧

項目	内容
SLA	SLA順守状況
障害報告	障害対応実績
その他	(以下、必要に応じて) 上記以外の一時的業務遂行についての報告 更なるシステム品質向上に向けた提案 など

3 業務要件

3.1 本システムの初期構築作業

3.1.1 全体計画

(1) 作業計画

- ・ 本業務の内容及び業務量を把握した上で、業務履行に必要な人員、機材の確保及び作業工程を含む業務履行体制等について計画立案し、実施計画書にとりまとめるものとする。

(2) 資料収集整理

- ・ 本業務での必要書類の収集・整理を行い、発注者の承諾のもとに資料の複製を行うものとする。なお、資料類の時点は原則として最新時点とし、データ化されている資料については極力データにより、かつ流通性が高いフォーマットにより貸与するものとする。

(3) 打ち合わせ協議

- ・ 本業務における打ち合わせ協議は、業務着手前、中間打ち合わせ(2回)、成果品納入時の4回とするが、業務の性質上必要と認められる場合は適宜行うこと。

3.1.2 各種主題データ整備・調整

(1) 移行データ調整

- ・ 発注者が貸与する既存地図情報等を本システムに搭載するものとする。搭載対象データは、汎用的なファイルフォーマット(Shape、CSV形式等)にて発注者から受注者に提供する。
- ・ 移行対象となるデータは、別紙2「移行対象データ一覧」に記載のとおり。なお、「道路台帳(市道)」、「上水道台帳」、「下水道台帳」、「農道台帳」及び現在未搭載の「洪水等ハザードマップ」については本事業とは別途データ作成を委託(「道路台帳(市道)」、「上水道台帳」、「下水道台帳」、「農道台帳」は令和8年1月31日までの納品、「洪水等ハザードマップ」は令和8年3月上旬までの納品を予定)するため、これらの新たに作成したデータの搭載作業についても考慮すること。なお、上記データの搭載が構築完了時までには実施が難しい場合は、運用保守期間中となる令和8年3月中に搭載作業を実施すること。この場合、発生する費用は構築費用ではなく運用保守費用に計上するよう留意すること。

(2) 追加データ調達・調整

- ・ 本業務で本システムに追加搭載するデータは以下のとおりとする。受注者はデータ調達、変換を実施し、搭載するものとする。

図表2 追加調達対象データ一覧

種類	数量	調達仕様	整備方法等	対象システム	
				公開型GIS	統合型GIS
住宅地図	1式	山梨市5年利用料 同時接続30ライセンス	データ調整システム搭載	-	○

3.1.3 システム要件整理及び環境構築

(1) システム要件整理・設計

- ・ 本システムの構築上必要となるシステム要件について整理し、受注者がシステム設計書として取りまとめるものとする。なお、詳細については発注者と受注者の協議の上、決定するものとする。

図表3 システム要件整理・設計項目の一覧

項目	内容	対象システム	
		公開型GIS	統合型GIS
システム要件	制約条件、機能・非機能要件の整理を含む	-	○
アカウント構成	管理者ユーザ	○	○
	ユーザグループ	-	○
レイヤ要件	レイヤ構成	○	○
	ユーザグループ権限	-	○
TOPページデザイン	-	○	-
公開コンテンツ・テーマ	-	○	-
システム運用要件	-	○	○

(2) システム環境設定

- ・ 受注者は、受注者作業場所において本システム環境を構築する。実施する内容は以下のとおりとする。なお、詳細については発注者と受注者の協議の上、決定するものとする。

図表4 システム環境設定項目の一覧

項目	内容
レイヤ設定	図形表現範囲・属性管理項目及び順序・関連ファイル設定等
ユーザグループ設定	管理者ユーザ・一般ユーザ・所属グループ等
図形レイヤ・属性テーブル権限設定	表示・印刷・出力・画像出力・重ね合わせ制御等
データベース設定	検索テーブル・印刷レイアウト・出力帳票形式等
公開型GISと統合型GISの連携設定	統合型GISに搭載されたレイヤを、職員の操作で公開型GISに反映させるための設定

3.1.4 ネットワークや端末設定等の利用環境の整備

システムを利用するため、ネットワークや端末設定等の確認を行ったうえで、必

要な調整を実施すること。詳細は発注者と協議のうえ決定すること。

なお、公開型・統合型GISを利用するネットワークおよび端末については、別紙4「機能要件一覧」の図表3に示す「サービス提供環境」のとおり。

3.1.5 システムの初期セットアップ

構築したシステム環境を本番環境にセットアップするものとする。

3.2 本システムの提供

本業務は、新しい地方経済・生活環境創生交付金デジタル実装型の優良モデル導入支援型【TYPE1】に本市が採択された事業として実施するものである。また、デジタルを活用して地域の課題解決等を図るサービス・システムの導入の展開を進めるため、デジタル庁のモデル仕様書に準拠した実装を行うものとする。

3.2.1 基本要件

別紙4「機能要件一覧」の「基本要件」にて提示する。

3.2.2 機能要件

別紙4「機能要件一覧」の「機能要件」にて提示する。

3.2.3 非機能要件

- (1) 別紙5「非機能要件一覧」¹において、公開型GIS（サービス）に求める可用性や性能・拡張性、運用・保守性等に関する要求水準を提示している。提案事業者は、各項目について要求水準を満たすことができない場合は、その内容及び理由等を記載すること。
- (2) 受注者とは別紙5「非機能要件一覧」と提案内容を基に協議し、各項目の要求水準を合意した上で、サービス利用契約を締結する。
- (3) その他運用に係る項目については、その遵守状況と未達成時の要因の把握、見直しを適宜行うことで、継続的な業務改善を図るものとする。なお、未達成の場合は、受注者に対し改善策の報告を求めることが出来る。

3.3 運用・保守

3.3.1 運用・保守体制

- (1) 本サービス（システム）は、5年間の利用を前提としており、利用中の運用・保守において発生する障害や問題に対して、責任を持って解決できる体制であること。
- (2) 職員による操作に関する問い合わせ等に対応する窓口を設けること。希望す

¹ 別紙5「非機能要件一覧」は、地方公共団体情報システム機構がホームページで公開している「非機能要求グレード活用シート（地方公共団体版）業務・情報システム分類グループ④」を用いて、必要箇所を抽出し作成している。

(https://www.j-lis.go.jp/rdd/chyousakenkyuu/cms_92978324-2.html)

る対応時間及び連絡方法については、次に示す。なお、さらに効果的・効率的な体制が整えられる場合は提案すること。

- ・ 電話での問合せ：平日の午前9時から午後5時30分まで
 - ・ メールでの問合せ：常時
- (3) 問合せ対応の時間帯以外においても対応できる障害等緊急時の連絡窓口を設置すること。また、障害等緊急で対応すべき事象が発生した場合に対応が必要となる受注者の技術者やその他関係するメーカー等との連絡体制を整備すること。
- (4) 運用・保守体制として、通常及び緊急時の連絡先及び連絡方法を提示すること。

3.3.2 運用・保守実施内容

- (1) 問合せ対応
- ・ 職員からの操作に関する問合せに対して、速やかに回答を行うこと。必要に応じて現地に来庁し、運用支援を行うこと。
 - ・ 問合せ窓口寄せられた内容などから、機能改善要求および追加機能要求を把握すること。なお、要求への対応にかかり改修費用が発生する場合は別途協議する。
- (2) 障害対応
- ・ 障害等緊急で対応すべき事象が発生した場合は、連絡窓口が一次窓口の役割を担い、必要に応じて受注者の技術者やその他関係メーカー等と連携し、速やかに対応すること。
 - ・ 障害等緊急時の対応手順をあらかじめ作成し、提示すること。
- (3) システム保守
- ・ 受注者は、導入したサービスの正常な動作を確保するための一切の保守業務を実施すること。
- (4) その他
- ・ 問合せ対応で把握したニーズは、その対応について検討するとともに、対応を行った場合は定期バージョンアップ時等での反映を検討すること。
 - ・ その他運用・保守について、追加費用を必要とせずに提供できる機能等、有効な提案があれば併せて提案すること。

4 プロジェクト体制

受注者は、本書に基づき、システム構築等作業における具体的な体制、プロジェクト管理方針、プロジェクト管理方法等を含んだ業務実施計画書を作成すること。

なお、プロジェクト管理における品質基準・要員スキル要件は以下の通りとする。

図表5 品質基準

管理項目	管理内容
進捗管理	業務実施計画書策定時に定義したスケジュールに基づく進捗管理を実施する。進捗及び進捗管理に是正の必要がある場合は、その原因及び対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること
品質管理	業務実施計画書策定時に定義したシステム構築等作業の品質管理方針に基づく品質管理を実施すること。 品質及び品質管理に是正の必要がある場合は、その原因と対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること
課題・リスク管理	リスクや障害が顕在化した場合は課題として管理すること。受注者は、リスクの発生を監視し、リスクが発生した場合には、発注者に報告すること
変更管理	仕様確定後に仕様変更の必要が生じた場合には、受注者は、その影響範囲及び対応に必要な工数等を識別したうえで、変更管理ミーティングを開催し、発注者と協議のうえ、対応方針を確定すること。

図表6 要員スキル要件

本業務での役割	要求するスキル	スキルの詳細
管理技術者	プロジェクト管理能力を有する者	業務実施計画を策定し、システムの設計・開発、テスト、システムの評価、プロジェクト間の調整を行い、生産性及び品質の向上に資する管理能力を有すること
照査技術者	品質管理能力を有する者	受注者の品質管理規準に従い、プロジェクトを離れて第三者的かつ客観的に、プロジェクト全般の品質状況を監査し、評価・改善する能力を有すること
担当技術者	導入サービスに関する専門知識を有する者	導入するソフトウェア（OS、ミドルウェア含む。）に関する専門知識と、本件の要求事項を理解したうえで、最適なシステム構成の設計・構築・運用に係る技術及び技術コンサルティング能力を有すること
	システム導入業務に関する知識を有する者	本件のスコープに適合した各自治体業務に精通し、他自治体事例等を提供し、業務改善及びカスタマイズ抑制、品質向上に資する能力を有すること

本業務における配置技術者の要件は以下の次のとおりとする。なお、管理技術者と照査技術者及び担当技術者を兼任することはできない。

図表7 その他資格・実績等の要件

本業務での役割	要求する資格・実績
管理技術者	<ul style="list-style-type: none"> 「測量士」の資格を有する者 過去10年以内に地方自治体において、公開型GIS構築業務及び統合型GIS構築業務の実績を有している者
照査技術者	<ul style="list-style-type: none"> 「空間情報総括監理技術者」の資格を有する者 過去10年以内に地方自治体において、公開型GIS構築業務及び統合型GIS構築業務の実績を有している者(直接雇用されている者に限る)

5 会議体運営

本システムの初期構築作業期間中において受注者は、定期報告の会議体として、月1回程度の定例報告会を開催すること。また、定例報告会以外の会議が必要な場合は、適宜必要な会議を開催すること。なお会議体の実施方法については、Web 会議（Zoom）等を利用する想定であるが、詳細は発注者と議論のうえ決定すること。

各会議の開催にあたっては、進捗報告書、課題管理表、変更管理票、スケジュール、会議録、その他必要と思われる報告資料等を準備すること。

6 研修

システム利用者である職員及びシステム管理者向けの研修を実施すること。

研修を実施するために必要となるシステム及び端末の設定や講師の派遣、対象職員数に応じたサポート要員の準備等、研修に必要な一連の要素は受注者の負担にて準備すること。

詳細な研修要件については、下表に示す。

図表8 研修要件

項目	研修内容	実施回数	対象者
システムの概要の説明	システムの概要・背景等を説明する。	1回	運用担当者、関係職員
システムの操作の説明	システムの操作説明をする。操作説明の際は、発注者の運用に合わせた操作マニュアル（管理者用・利用者用の両方）を準備すること。	2回	統合型GISの利用を想定している職員
運用・保守の説明	システムの運用保守に関する必要事項等を説明する。	1回	運用担当者

7 テスト

7.1 サービス提供における取扱い

サービスを提供する場合における標準機能については、改めて当該機能のテストを行うことは不要とする。ただし、当市用にカスタマイズのある箇所や当初セットアップの内容によって機能の動作が変化する箇所については、テストを行うこと。

また、統合型GISに搭載されたレイヤを、職員の操作で公開型GISに反映する流れについては、発注者の検証を受けることとする。検証内容は以下のとおりとする。

- ・ 統合型GISによるデータ更新
- ・ 更新データの公開処理(統合型GIS→公開型GIS)
- ・ 公開型GISのデータ確認

7.2 テスト計画書の作成

実施するテストについて、テスト方針、実施内容及び実施理由、評価方法、実施者を記載し、テスト工程開始までにテスト計画書として提出し、承認を得ること。

7.3 テストに係る要件

7.3.1 受託者が実施するテスト

- (1) 受託者はテスト作業の管理を実施すると共に、その結果と品質に責任を負うこと。
- (2) 受託者はテストの実施に必要な発注者及び関連する他システムに係る業者等との作業調整を行うこと。
- (3) テストスケジュールは、発注者への作業負荷を抑えるよう工夫すること。
- (4) テストにおいて、導入スケジュールに大きな影響を及ぼす可能性のある問題を把握した場合は、速やかに発注者に報告すること。
- (5) 各テスト終了時に、実施内容及び品質評価結果をテスト報告書として作成し報告すること。
- (6) テスト時に使用した不要なデータ、テスト用認証情報は本稼働前には完全に削除し、発注者に報告すること。
- (7) テストデータは、原則として受託者において用意し、責任を持って管理すること。
- (8) テストに特別な環境が必要な場合は、受託者の負担と責任において準備すること。
- (9) テストに必要な端末等は、当市所有の機器を使用するが、テストを実施するために必要な各種設定は受託者の責任において実施すること。

7.3.2 当市職員が主体となって実施するテスト

- (1) テスト実施者が行う具体的な手順及び結果を記入するためのテスト実施手順書案を作成し、テスト実施者への説明を行うこと。
- (2) テストの実施にあたり、発注者の求めに応じてサポートすること。
- (3) 可能な限り本番環境と同等のテスト実施環境を準備すること。
- (4) テストで必要となるテストデータについて準備すること。
- (5) テストで確認された不具合・障害について、解析を行い、対応方針を提示し発注者の承認を得ること。

8 スケジュール

8.1 サービス開始日（システム本稼働日）

令和8年3月3日

8.2 作業スケジュール

- (1) スケジュール
 - ・ 提案範囲に掲げるすべての作業項目について、作業開始からサービス開始日まで（サービス開始日以降に実施する作業等を提案する場合はその作業期間までのスケジュール（案）を作業工程等が分かるよう業務実施計画書に詳細に示すこと。
 - ・ なお、具体的なスケジュールについては、発注者との当該業務の契約締結時までに協議のうえ決定する。

- ・ 本市が現時点で想定するシステム構築スケジュールは以下とおり。

図表9 システム構築スケジュール

項目	令和7年度										
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
テストサイト構築				■	■	■	■	■			
テスト実施								■	■		
仮稼働									■	■	
本稼働											■
・ 計画準備等 : 契約締結 ~ 8月下旬 ・ テストサイト構築 : 9月上旬~12月上旬(約3か月半) ・ テスト実施 : 12月下旬~1月上旬(約1か月) ・ 仮稼働 : 1月下旬~2月下旬(約1か月半) ・ 本稼働 : 3月3日~											

(2) 作業工程等

- ・ スケジュール(案)で示した作業工程について、その内容や役割分担等について業務実施計画書に記載すること。

(3) 留意事項

- ・ 本サービス(システム)の本稼働の前に職員が動作確認するためのテスト期間を十分に設けること。
- ・ テスト終了後には、仮稼働を実施するものとする。仮稼働期間は、令和8年1月下旬~2月下旬までの概ね1か月間半を想定している。

9 追加要望・提案

本業務における必須要件ではないが、追加で要望するデータ整備等を別紙6「追加要望業務」にて記載している。この内容について、本業務で実施可能であれば作業スケジュール、費用等を記載して提案書に記載すること。

その他、本市を取り巻く環境・課題、さらには国内における今後の動向等²をとらえ、GISが将来にわたり担うべき役割において、本市に提案できる内容(拡張機能、データ整備、運用支援等)について、その詳細な機能、効果及び費用を提示すること。

10 その他

10.1 運用支援

本システム導入後、利用促進のための運用支援を行うものとする。

これらの費用についても、運用保守費用として計上すること。

(1) フォローアップ研修

- ・ 年1回、希望者を対象に研修会を実施する。

(2) データ更新

² 国の動きに対応した提案例では、統合型GISが国への補助金申請等でどのように活用されていくのか。また、その際に本市がGISを活用するために、どのようなデータ整備等を進めていくべきなのかなど。

- ・ 受注者は、運用期間中に更新された以下の項目データを本システムに反映する。
- ・ データの修正作業は、本業務に含まない。
- ・ 本業務で対象となるデータ・回数、並びに対象システムを下表に示す。

図表10 更新対象データ一覧

項目	回数(更新周期)	備考
航空写真	1回	業務委託により更新したデータを提供
都市計画 (立地適正化 含む)	5回 (1回/年)	業務委託により更新したデータを提供
道路台帳	5回 (1回/年)	業務委託により更新したデータを提供 (認定路線網図、道路台帳図及び関連するデータ)
地番図 上水道台帳 下水道台帳 農道台帳 農業振興地域	5回 (1回/年)	業務委託により更新したデータを提供
地籍図	10回 (2回/年)	市にて更新したデータを提供

(3) その他

- ・ 本市では、道路台帳や上水道台帳等のデータを業務委託により更新しているため、新たに構築する統合型GISへスムーズに搭載可能なデータの詳細な仕様について明らかにし、データ更新業務委託の受注者に提示可能な資料を作成すること。

10.2 貸与品

機器の設定等に必要な資料等は、その都度貸与する。貸与品の管理保管は、不測の事態が生じないように適正に管理しなければならない。

発注者は、受注者に対し本業務に必要と認められる以下の資料を貸与する。

- ・ 既存GISデータ
- ・ 整備対象データに係る資料
- ・ その他、発注者が必要と認める資料

受注者は責任を持ってこれを保管し、亡失は無論のこと、汚損や破損のないようその取り扱いには充分注意すること。

情報保護の観点から ISMS、プライバシーマーク認定書と認証基準に基づいた、企業における「情報管理セキュリティ・情報管理体制書」等を提出し、発注者の承認を得ること。

10.3 機密保護・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を発注者の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与ま

たは譲渡してはならない。

- (2) 本業務の遂行のために発注者が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は業務終了までに発注者に返却すること。
- (3) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (4) 本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。
- (5) 受注者は、本業務を行う上で、取り扱う行政情報(貸与資料等)に対してのセキュリティ管理の徹底を保証する為、以下の関係資格を取得し、契約時に登録証の写しを提出するものとする。なお、取得していない資格がある場合は業務開始時までに取得するものとする。
 - ・ IJISQ9001(ISO9001)品質マネジメントシステム
 - ・ JISQ14001(ISO14001)環境マネジメントシステム
 - ・ JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステム(プライバシーマーク)
 - ・ JISQ27001(ISO/IEC27001)情報セキュリティマネジメントシステム
 - ・ JIP-ISMS517-1.0(ISO/IEC27017)ISMSクラウドセキュリティ
- (6) 受注者は、本業務の実施中に発生した諸事故に対して一切の責任を負い、その原因、経過及び被害内容等について速やかに発注者に報告するものとする。また、損害賠償の請求があった場合、全て受注者の責任において処理することとする。

10.4 不適合責任

- (1) 本システム本運用開始後1年の間に、正当な理由無く、本仕様書で要求した性能水準に達していないことが判明した場合および設計ミスによる不良および不具合が判明した場合において、発注者が改良を請求したときは、発注者と協議の上、無償で改良すること。なお、この場合、不具合の改良のために操作内容を変更しないこと。
- (2) 本システムを運用する上で必要な情報の提供に努め、発注者からの障害発生時の情報開示請求などの問い合わせや助言要求に対して、誠意をもって対応すること。
- (3) 受注者の責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えた場合、受注者がその損害を賠償すること。

10.5 契約期間終了時のデータの引継ぎ

- ・ 契約期間終了時には、蓄積された全てのデータを発注者に無償で引き継ぐこと。データ形式は Shape、CSV 形式等のデータフォーマットおよびその時点での国等からの共通フォーマットに準じる形式とし、またそれ以外に市で追加している事項についても、準拠したものとする。
- ・ 受注者は、引継ぎの完了を発注者が確認した後、すみやかに当該データの確実な消

去を行い、発注者に報告すること。その際、事業者が発生する費用については、発注者に別途請求しないこと。

10.6 法令等の遵守

受注者は、本業務の遂行に当たっては以下に掲げる法令等を遵守すること。

(1) 国等で定められた法・ガイドライン

- ・ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- ・ 測量法（昭和24年法律第188号）
- ・ 地理空間情報活用推進基本法（平成18年法律第63号）
- ・ 都市計画法（昭和43年法律第101号）
- ・ 国土交通省国土地理院「空間データ製品仕様書作成マニュアル 令和2年11月改正」
- ・ 国土交通省国土地理院「地理情報標準第2版(JSGI2.0)」
- ・ 国土交通省国土地理院「地理情報標準プロファイル(JPGIS)2014」
- ・ 国土交通省作業規程の準則
- ・ 公共測量作業規程の準則(国土交通省 国土交通省告示第413号)
- ・ 地理空間データ製品仕様書作成マニュアルJPGIS Ver2.1版
- ・ その他関係法令等

10.7 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項（仕様変更、機能追加等）で協議の必要がある場合は、発注者と協議を行うこと。

10.8 完了検査

本業務は、業務完了届・成果品納品書と共に成果品を提出し、管理技術者立会いの上、発注者の業務完了検査を受け、検査合格により完了とする。なお、業務完了後といえども成果品に誤り及び品質基準を満たしていない箇所が発見された場合は、発注者の指示に従い、受注者は責任をもって再検査し、直ちにその誤り等を訂正しなければならないものとする。

10.9 提出書類

受注者は、業務の着手にあたり予め以下の書類を発注者に提出し、受領・承認を経なければならない。

- ・ 業務工程表
- ・ 管理技術者届、照査技術者届、担当技術者届
- ・ 経歴書業務実施計画書

業務実施計画書は、計画、時期、方法、作業体制、使用機器等詳細に立案すること。なお、管理技術者及び照査技術者の配置予定技術者は、資格証の写しを添付すること。

10.10 成果品の帰属

受注者は、本業務で得られた成果品及び中間成果品の著作権、ならびに翻訳権・翻案権及び二次的著作物の利用に関する権利を発注者に譲渡するものとし、この場合の譲渡に係る費用は委託料に含まれるものとする。